

令和7年度板柳町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減すると共に地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助するものとし、その補助について、板柳町補助金等の交付に関する規則（平成13年板柳町規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入、又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (3) リフォーム費 結婚を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。
- (4) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 世帯の所得（所得証明書をもとに、令和7年4月から6月に申請の場合は前年度、令和7年7月から令和8年3月に申請の場合は当該年度の夫婦の所得を合算した金額）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 対象となる住居が板柳町内にあること。
- (4) 対象となる住居が公営住宅等の公的賃貸住宅ではないこと。
- (5) 対象となる住居が事業主が給与の一部として提供する社宅、官舎、寮等ではないこと。
- (6) その他町長がこの要綱の趣旨に合わないとする住宅ではないこと。

- (7) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (8) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (9) 板柳町の町税の滞納がないこと。
- (10) 板柳町暴力団排除条例（平成24年板柳町条例第10号）に規定する暴力団員ではないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費、リフォーム費及び引越費用を合わせた額を対象とし、婚姻日における年齢が、夫婦共に29歳以下の場合は60万円、それ以外の場合は30万円を限度とする。

- 2 補助対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日の属する月の末日）までとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、板柳町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、本町の公簿により確認できるときは、この当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本（婚姻証明書等婚姻日及び夫婦の年齢が確認できるもの）
- (2) 所得証明書
- (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (5) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- (6) 物件の工事請負契約書及び領収書の写し（住居費における新築及びリフォームの場合）
- (7) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (8) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し（該当がある場合）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 第1項の規定による交付申請は、事業開始の日から令和8年3月31日までの間に行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書等が提出された場合において、内容を審査し、適当と認めるときは板柳町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号、以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助対象者は、交付決定通知書を受け取った場合は、速やかに板柳町結婚新生活支援補助金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（調査等）

第8条 町長は、補助金の適正な執行のため、必要があると認めたときは、補助金を受

けた世帯に対して、報告を求め、関係書類その他の物件を検査し、または関係者に対して質問することができる。

（補助金の返還）

第 9 条 町長は、補助金の交付を受けた世帯が、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付を受けた世帯に対し、決定の取り消し及び補助金の全部または一部の返還を命じることができる。

（補足）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。